

史学委員会分科会の設置について

分科会等名：教育現場・社会における歴史実践と歴史認識に関する分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	史学委員会
2	委員の構成	30名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>日本学術会議の提案を契機に2022年度より始まった、高等学校における歴史系科目「歴史総合」・「日本史探究」・「世界史探究」の導入は、日本の歴史教育と歴史学にパラダイムの転換をもたらした。その射程は、高校のみならず、大学における歴史教育・歴史系教員養成・歴史学講座の編成とともに、高校の前提となる小中学校の歴史教育にも及ぶ。</p> <p>一方で、過去の人々の営みを参照するのは学校の教室とは限らない。教室における歴史教育を多様な歴史実践の一つとして捉え直すとともに、社会教育を含めた広い枠組みで、歴史教育をめぐる諸問題を審議することとする。その根底には、社会・経済・国際情勢の急激な変化、情報技術の発展に伴う知識基盤の変容、更には気候危機やパンデミックなど自然と人間の関係の根本的問い直しさえ迫られる状況が生じているという状況がある。</p> <p>そこで本分科会の審議においては、a)人類社会が未来を展望する上で歴史的思考、歴史認識が果たす役割を検討するとともに、b)変容する現実に対応し得る歴史認識を育むために求められる環境整備や社会全体での取組のあり方が求められる。人々の歴史認識の生成を研究＝教育＝実践のサイクルという観点から捉え、俯瞰的視野からの審議を行なう。</p>
4	審議事項	<p>1. 小学校・中学校・高校・大学・社会教育等の教育現場における歴史教育をめぐる諸問題と、その学術的背景</p> <p>2. 人々の歴史認識の生成に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	令和5年12月22日～令和8年9月30日
6	備考	